

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和７年９月２６日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール名取

名取市杜せきのした五丁目３番地の１

２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 長島 巖

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号

３ 変更した事項

（１）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンモール株式会社 代表取締役 岩村 康次	イオンモール株式会社 代表取締役 大野 恵司

４ 変更の年月日

令和６年５月２３日

５ 届出年月日

令和７年８月１９日

６ 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び名取市役所

７ 縦覧期間

令和７年９月２６日から令和８年１月２６日まで（ただし、閉庁日を除く。）

８ 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目８番１号

宮城県経済商工観光部商工金融課

９ 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」

（平成１９年２月１日経済産業省告示第１６号）及び意見書様式を参考のこと。